

おおさかアニマルパートナーシップ制度事業実施要領

(目的)

第1条 おおさかアニマルパートナーシップ制度は、大阪府（以下、「府」という。）が定める登録基準を満たした上で府との事業連携を希望する動物取扱業者を、おおさかアニマルパートナーシップ事業者（以下、「パートナー」という。）として登録・公表することで業者の適正化を図るとともに、府とパートナーが連携して、人と動物がともに暮らせる社会を醸成し、社会全体で殺処分がゼロとなることをめざす。

(対象事業者)

第2条 本事業の対象事業者は、府で第一種動物取扱業の登録を受けた動物取扱業者（以下、「業者」という。）であること（飼養施設をもたない販売業を除く。）。

(基準)

第3条 パートナーは、次の登録基準（以下、「基準」という。）をすべて満たすものとする。

なお、一事業所で複数業種の登録を持つ業者は、業種ごとの基準をすべて満たすこと。

一 全業種共通の基準は、以下のとおりとする。

イ 次のいずれの法令も遵守していること

- (1) 狂犬病予防法
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法」という。）
- (3) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例
- (4) 法第12条1項第六号に規定されている法律（(1)(2)を除く。）

ロ 事業者（法人の場合、法人の役員を含む。）が、次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者
- (2) 府の指名停止措置を受けている者
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (4) 府の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

ハ 府の以下の各事業について協力を行うこと

- (1) 適正飼養普及啓発事業への協力
- (2) 譲渡事業等への協力
- (3) 逸走および遺棄虐待防止対策事業への協力

ニ 本制度の登録にあたって、動物取扱責任者に府の実施するパートナーシップ講習会を受講させ、動物取扱責任者に変更があれば、その都度受講させること

ホ 本条第1項第一号ハに基づいて、実施した活動について活動記録（様式1）を作成し事業年度終了後、4月末日までに府に提出すること

なお、事業年度とは、パートナーとなった日から次の3月31日までとし、次年度以降は4月1日から翌年の3月31日までとする。

ヘ 大阪府の動物愛護管理行政にご理解いただけること

ト 動物愛護管理センター所長（以下、「所長」という。）が、法第一条の目的を鑑み、適正と認めること

二 販売業の基準は、以下のとおりとする。

イ 顧客から誓約書（様式2）を徴取し、5年間保管し、府の求めに応じて提出すること

ロ 販売時には、顧客に適正飼養・終生飼養に関する事項を説明し、顧客にチェックシート（様式3）に記入・署名させたものを、誓約書に添付して5年間保管すること

三 保管・貸出し・訓練・展示・譲受飼養業の基準は、以下のとおりとする。

イ 取扱動物のワクチン接種、内部外部寄生虫の予防、所有者明示の方法について、取引状況記録台帳等に記録すること

(手 続 き)

第4条 おおさかアニマルパートナーシップ制度の登録手続きは無料とし、次のとおり行うものとする。

一 登録申込み

登録を希望する業者は、所長に登録申請書(様式4)を提出する。

二 審査及び結果の通知

所長は、前号の登録申請書を受理したときは、基準に基づいて、書類確認及び現地確認(施設のない場合は省略可)を行い、審査結果について審査結果通知書(様式5)を送付する。

三 登録証の交付

所長は、前号の審査によりパートナーとして認める業者を登録し、登録証(様式6)を交付する。

(登 録 期 間)

第5条 パートナーとしての登録期間は、登録の日から、法第10条に基づく第一種動物取扱業の登録の有効期間の末日までとする。なお、登録期間満了後も登録の継続を希望する場合は、再度登録手続きを行うものとする。

(変 更 時 の 確 認)

第6条 所長は、パートナーが法第14条の規定に基づく変更の届出を行ったとき、基準を満たすことをすみやかに確認しなければならない。

(辞 退)

第7条 パートナーは、基準を満たさなくなったとき、又は法第16条の規定に基づいて廃業等の届出を行ったときは、すみやかにパートナーシップ辞退届(様式7)を提出するとともに、所長に登録証を返却しなければならない。

(解 消)

第8条 所長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ解消通知書(様式8)によりパートナーシップの解消を行い、登録証を所長に返却させるものとする。

一 基準を満たさなくなったと認められたとき

二 パートナーから廃業等の連絡がない場合で、その事実関係を確認したとき

2 所長は、前項の規定によりパートナーシップを解消された者に損害が生じた場合においても、一切の責任を負わない。

(制 限)

第9条 所長は、申請者(法人の場合、代表者。)が、この前条の規定によりパートナーシップを解消された日から、5年を経過しない場合は、パートナーとして登録しないものとする。

(情 報 提 供)

第10条 所長は、パートナーの情報をメールマガジンやホームページ等を用いて紹介するなど、広く周知に努めるものとする。

(要領の改定)

第11条 所長は、本要領を改定する際には、原則登録事業者に通知を行うものとする。但し、必要に応じて通知を行わずに改定することがある。

附 則

この要領は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月7日から施行する。